

豊岡市新文化会館整備基本設計業務仕様書

I 業務概要

1 業務名

豊岡市新文化会館整備基本設計業務

2 業務の目的

本業務は、豊岡市新文化会館整備基本構想（以下「基本構想」という。）及び豊岡市新文化会館整備基本計画（以下「基本計画」という。）に基づき、豊岡市新文化会館整備基本設計業務を行うものとする。

3 計画施設の概要

(1) 施設名称

（仮称）豊岡市新文化会館

(2) 計画の場所

兵庫県豊岡市大磯町地内（都市計画公園中央公園区域内）

4 履行期間

契約締結日の翌日から2021（令和3）年3月26日まで

5 設計と条件

(1) 敷地の条件

ア 敷地面積

約10,000㎡

イ 地域地区等

用途地域：第一種住居地域、第二種住居地域（用途地域を商業系若しくは工業系に変更の予定）

防火地域：指定なし

ウ 周辺道路

西側：市道立野河岸線（幅員約8m）

エ その他

浸水想定区域3m～5m（豊岡市防災マップ）

都市計画公園中央公園内

(2) 施設の条件

ア 延床面積

本体 6,500㎡程度（基本計画策定時）

※延床面積は想定面積であり、基本設計期間中に決定するものとする

※外構（駐車場、緑地） 1式

イ 主要構造

提案による

ウ 階数

提案による

エ 施設構成等

豊岡市新文化会館整備基本計画（2020（令和2）年1月策定）による

※諸室規模等については、基本設計期間中に決定するものとする

(3) 総工事費について

約49億円程度とする。（消費税及び地方消費税を含む。外構工事費は含まない。）

II 業務仕様

1 共通仕様書

本仕様書に記載されていない事項については下記による。なお、業務の内容及び範囲の概要は下記のとおりとするが、詳細については契約交渉段階で決定する。

- (1) 「公共建築設計業務委託共通仕様書（最新版）」（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- (2) 「測量業務共通仕様書（最新版）」（兵庫県県土整備部）
- (3) 「地質・土質調査業務共通仕様書（最新版）」（兵庫県県土整備部）

2 業務の内容および範囲

- (1) 基本設計
- (2) 現況測量

豊岡市新文化会館に必要な建設地の測量業務（境界確認を含む）を実施する。

想定数量	4級基準点	1点
	平板測量	1ha
	路線測量	150m
	横断測量（20m）	一式

- (3) 土質調査

基礎構造設計に必要な調査を実施する。

想定数量	ボーリング調査	6ヶ所（45m）
	標準貫入試験	6ヶ所
	資料解析	一式

3 設計業務の内容および範囲

本仕様書以外の設計業務についても、設計を進める上で必要な業務は適宜実施する。

- (1) 一般業務

基本条件の整理の一環として、大ホール席数を決定するため、大ホールの固定席数600席から800席の間で施設レイアウトを検討し、事業費と維持管理費等を比較する。

一般業務の内容は、平成31年国土交通省告示第98号 別添一第1項に掲げるものとし、以下の基本設計に関する標準業務ほか一式とする。

- ア 建築（総合）
 - イ 建築（構造）
 - ウ 電気設備
 - エ 機械設備
 - オ 舞台設備（舞台機構、舞台照明、舞台音響等）
 - カ 外構
 - キ 什器・備品を含む付帯工事設備の設計及び概算工事費の算出
 - ク 概略工事工程表及び施工計画（仮設・工事施工方法等）の作成
 - ケ 工期短縮及び工事費低減検討資料の作成
 - コ ライフサイクルコストも含めた長期修繕計画の作成
（年間光熱費、維持管理費及び定期更新時経費算出を含む）
 - サ 工事費概算書の作成（根拠資料、見積り含む）
 - シ 防災計画、災害対策、環境対策、バリアフリーの検討
 - ス CASBE E評価資料の検討
 - セ リサイクル計画の検討
 - ソ 電力、ガス、水道等のインフラ会社等との協議
 - タ 関係法令等に基づく関係機関との協議及び各種申請手続き
（諸官庁の申請等に係る事前相談・協議、手続きに関する各種検討、図書作成含む）
- (2) 一般業務外（追加業務）
- ア 透視図の作成（外観2枚、内観2枚、鳥瞰1枚（電子データ共））
 - イ 検討用の模型の作成（外観、ホール内部）、模型写真
 - ウ 各種会議等の参加、運営支援
 - (ア) 庁内検討会、市民・利用者等との懇話会や説明会、等
 - (イ) 会議資料の作成、進行及び必要な助言、各種情報提供、議事録作成、等
 - エ 受注者の技術提案事項により検討した成果の提出

4 業務の実施

(1) 一般事項

ア 受注者の事務

受注者は、本業務を遂行するに当たり、関連法令及び本仕様書を遵守するとともに、発注者の意図及び目的を十分に理解した上で、適正な人員を配置し、正確丁寧に行うものとする。

イ 業務指示

受注者は、発注者と連絡を密にし、十分協議の上、発注者の指示に従うものとする。また、本仕様書に定めのない事項、又は業務上疑義が発生した場合は、両者協議により業務を進めるものとする。

ウ 業務報告

受注者は、発注者から本業務の進捗状況その他必要な事項について報告を求められたときは、速やかに報告するものとする。

エ 資料の収集及び使用制限

受注者は、発注者から必要に応じて資料の貸与を受けることができる。この場合、受注者は貸与を受けた資料のリストを発注者に提出し、業務完了後、速やかに貸与を受けた資料を返却するものとする。

発注者が貸与する資料以外の必要な資料については、受注者がその収集及び整理を行うものとする。

なお、発注者から貸与された資料について、受注者は、本業務遂行以外の目的のために使用してはならない。

オ 情報の管理および保護

受注者は、本業務で取り扱う全ての情報を外部に漏らしてはならない。本業務完了後も、また同様とする。

カ 成果品に対する責任の範囲

受注者は、本業務完了後であっても、その成果品にかし等の不備が発見された場合には、速やかに成果品を訂正するものとする。

キ 技術者

受注者は、実施要領に基づき提出した業務実施体制により、本業務を履行するものとし、管理技術者及び各担当主任技術者を選任すること。なお、管理技術者及び各担当主任技術者は兼任することはできない。

ク 再委託の制限

受注者は、本業務の全部又は一部を他に委託してはならない。ただし、発注者の承認を得たときは、この限りでない。

(2) 業務実施計画書の提出

ア 受注者は、発注者の指定する期日までに業務実施計画書を作成の上、発注者に提出し、承認を受けること。

イ 業務実施計画書には、次の事項を記載すること。

- (ア) 業務実施方針
- (イ) 業務実施体制
- (ウ) 業務工程表
- (エ) 打合せ計画
- (オ) 設計図書の社内検査方針及び検査体制フロー図
- (カ) その他、発注者が必要とする事項

ウ 前項に定める事項の記載内容に追加及び変更が生じた場合には、速やかに発注者に文書で提出し、承認を受けること。

(3) 打合せ等

本業務を適性かつ円滑に実施するため、発注者と受注者は打合せ及び協議を必要に応じて行い、業務方針の確認、条件等の疑義を正すものとする。委託業務の開始から終了までの間、受託者は打合せ時の資料を必要部数準備するとともに、打合せの内容を記録し、発注者の確認を受け提出する。

(4) 適用基準等

設計にあたっては、建築基準法その他関係法令並びにこれに基づく条例規則等の規定を適用する。その他の適用にあたっては、下記の基準を参考とし、特記なき場合は、国土交通省大臣官房官庁営繕部が制定又は監修したものを適用する。それぞれ最新版を適用する。

ア 共通

- ・官庁施設の基本的性能基準
- ・官庁施設の基本的性能に関する技術基準
- ・官庁施設の総合耐震・対津波計画基準
- ・官庁施設の環境保全性基準
- ・官庁施設のユニバーサルデザインに関する基準
- ・官庁施設の防犯に関する基準
- ・環境配慮型官庁施設計画指針
- ・省エネルギー建築設計指針
- ・公共建築工事積算基準
- ・公共建築工事標準単価積算基準
- ・公共建築工事共通費積算基準
- ・兵庫県の関係条例

イ 建築

- ・建築工事設計図書作成基準
- ・公共建築工事標準仕様書（建築工事編）
- ・公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）
- ・建築設計基準
- ・建築構造設計基準
- ・建築工事標準詳細図
- ・敷地調査共通仕様書
- ・構内舗装・排水設計基準
- ・建築工事監理指針

ウ 建築積算

- ・公共建築数量積算基準
- ・公共建築工事内訳書標準書式
- ・公共建築工事見積標準書式
- ・建築工事内訳書作成要領

エ 設備

- ・建築設備計画基準
- ・建築設備設計基準
- ・建築設備工事設計図書作成基準
- ・公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）
- ・公共建築工事改修標準仕様書（電気設備工事編）
- ・公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）
- ・公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）

- ・公共建築工事改修標準仕様書（機械設備工事編）
- ・公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）
- ・建築設備耐震設計・施工指針
- ・雨水利用・排水再利用設備計画基準
- ・建築設備設計計算書作成の手引
- ・電気設備工事監理指針
- ・機械設備工事監理指針

オ 設備積算

- ・公共建築設備数量積算基準
- ・公共建築設備工事内訳書標準書式（設備工事編）
- ・公共建築工事見積標準書式（設備工事編）
- ・建築工事内訳書作成要領（設備工事編）

(5) 設計内容の修正変更等

ア 受注者は、発注者の指示により、設計内容の見直し及びそれに基づく修正等を行うものとする。また、発注者の指示により検討を求められた事項については、技術的検討を行い、その結果を発注者に報告し指示を受けるものとする。

イ 成果品の引渡し後、設計に関する疑義が生じたときは、協議の上、受注者は原則として無償で疑義に対する回答書を作成すること。また、受注者の責任により成果物に瑕疵等があり、設計の変更が生じたとき、受注者は、無償で変更設計を行わなければならない。

(6) 検査

ア 本業務が完了した時は、受注者は発注者に業務完了届及び成果品を提出し、発注者の検査を受けること。

イ 本業務の完了期限前であっても、発注者があらかじめ成果品の提出期限を指定した場合には、受注者はその指定する期限までに、その時点における成果品を提出し、検査を受けること。

(7) 成果品の取扱い

成果品に係る権利は、全て発注者に帰属し、発注者が承諾した場合を除き、受注者は成果品を公表してはならない。

5 成果品

(1) 成果品の作成は、建築工事設計図書作成基準^(*)及び建築設備工事設計図書作成基準^(*)により行なう。

(2) 電子データの納品については、建築設計業務等電子納品要領^(*)によるほか、図面等はPDF形式に変換したのも併せて納品すること。

(*)：国土交通省大臣官房官庁営繕部基準

(3) 成果物および成果図書

ア 建築(総合)

- ・計画説明書
- ・仕様概要書

- ・仕上概要表
- ・面積表及び求積図
- ・敷地案内図
- ・配置図
- ・平面図（各階）
- ・断面図
- ・立面図
- ・設計内容説明資料（各種技術資料等）
- イ 建築（構造）
 - ・構造計画説明書
 - ・構造設計概要書
 - ・設計内容説明資料（各種技術資料等）
- ウ 電気設備
 - ・電気設備計画説明書
 - ・電気設備設計概要書
 - ・設計内容説明資料（各種技術資料等）
- エ 給排水衛生設備
 - ・給排水衛生設備計画説明書
 - ・給排水衛生設備設計概要書
 - ・設計内容説明資料（各種技術資料等）
- オ 空調換気設備
 - ・空調換気設備計画説明書
 - ・空調換気設備設計概要書
 - ・設計内容説明資料（各種技術資料等）
- カ 昇降機等設備
 - ・昇降機等計画説明書
 - ・昇降機等設計概要書
 - ・設計内容説明資料（各種技術資料等）
- キ 舞台設備
 - ・舞台機構設備計画説明書
 - ・舞台機構設備設計概要書
 - ・舞台機構設計内容説明書（各種技術資料等）
 - ・舞台照明設備計画説明書
 - ・舞台照明設備設計概要書
 - ・舞台照明設計内容説明書（各種技術資料等）
 - ・舞台音響設備計画説明書
 - ・舞台音響設備設計概要書
 - ・舞台音響設計内容説明書（各種技術資料等）
- ク 外構設備

- ・外構設備計画説明書
- ・平面図（造成、雨水処理、植栽、舗装等）
- ・設計内容説明資料（各種技術資料等）

ケ 工事費概算書

- ・各種工事費概算書（付帯工事を含む。根拠資料、見積等含む）
- ・工事区分資料（付帯工事、別途工事を網羅する）

コ その他

- ・現況測量報告書
- ・土質調査報告書
- ・透視図（外観、内観、鳥瞰）
- ・模型、模型写真
- ・付帯設備工事に関する検討資料
- ・什器・備品等計画書
- ・CASBEE評価検討資料
- ・長期修繕計画書
- ・工期短縮及び工事費低減検討書
- ・概略施工計画書（概略工事工程表、仮設計画図等を含む）
- ・住民説明等に必要な資料
- ・その他、提案内容に係る各種検討資料等

(4) 成果図書の規格および数量

ア 原図	A 3 版	2 部
イ 製本	A 3 版	2 部
ウ 概要版	A 3 版	2 部
エ 電子データ	CD-R	2 枚

- ・上記データを格納したもの
- ・データ形式はPDFとする
- ・設計データ、測量図データはPDF及びCADデータ（dxf）とする
- ・工事費概算書データはPDF及びExcelデータとする